

# 岡山市創業促進助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 岡山市創業促進助成金(以下「助成金」という。)は、創業機運の醸成により創業を目指す者を増やすとともに、次代を担う創業者の支援を継続的に行い、創業の促進による産業活性化を図ることを目的とし、その交付については、岡山市創業促進助成金交付要綱(以下「本要綱」という。)に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)に定めるところによる。

## (用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1)証明

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7号第1項の規定に基づく証明をいう。

### (2)会社

会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)第2条第1号に規定する会社をいう。

### (3)株式会社

会社法第25条に定められた方法により設立された会社をいう。

### (4)合同・合名・合資会社

会社法第579条に定められた方法により設立された会社をいう。

### (5)設立日

登記履歴事項全部証明書に記載された会社成立の年月日をいう。

## (助成対象者)

第3条 本要綱により助成金の交付を受けることのできる者は、次の要件の全てに該当する者とする。

(1) 岡山市より証明を受けた者であること。

(2) 新たに株式会社又は合同・合名・合資会社のいずれかを設立し、登記上の本店所在地を岡山市内に置き、その代表となる者(以下「代表者」という。)であること。

(3) 設立日が、同条第1号に定める証明の発行日以降であること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(昭和23年法律第122号s)に規定する業種

(イ) 岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団

(ウ) 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているもの

## (助成額)

第4条 本要綱に基づき交付する助成金の金額は、第3条に定める助成対象者のうち、株式会社を設立した者に対しては1社につき10万円とし、合同・合名・合資会社を設立した者に対しては1社につき5万円とする。

## (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするときは、第3条に定める助成対象者が、岡山市創業促進助成

金交付申請書(様式第1号)に設立日を証する履歴事項全部証明書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるものについては、助成金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、岡山市創業促進助成金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 市長は、助成金交付請求書(様式第3号)による助成対象者の請求により、助成金を交付するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第8条 虚偽又は不正の手段により交付を受けたことが判明したときは、市長は、交付決定を取り消し、又は既に交付した額を返還させるものとし、岡山市創業促進助成金交付取消・返還通知書(様式第4号)により交付を受けた者に通知する。

(申請の取下げ等)

第9条 第6条に定める交付の決定及び額の確定の通知を受けた者が申請の取下げ等をするときは、書面をもって取下げ等の意思の表明をしなければならない。

2 市長は前項に記載する意思の表明があったときは、交付決定を取り消し、岡山市創業促進助成金交付取消・返還通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

岡山市創業促進助成金交付申請書

年　月　日

岡山市長 様

申請者 法人名  
法人代表者住所  
法人代表者氏名

次のとおり岡山市創業促進助成金交付要綱第5条に基づき申請します。

創業促進助成金  100,000 円 (株式会社)

50,000 円 (合同・合名・合資会社)

口座振替申請

金融機関名		支 店							
口座種別		口座番号							
フ リ ガ ナ 預金口座名義人		電話番号							

添付書類

- ・設立した法人の履歴事項全部証明書(写しでも可)
- ・受取口座を確認できる書類の写し

私(申請者)は、下記の事項すべてに誓約・同意します。

- ・岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと
- ・岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有していないこと
- ・助成金申請後に反社会的勢力であることが判明した場合、又は暴力的 requirement 行為等をした場合は、助成金の交付決定を取り消すことがあること
- ・偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとする、又は、受けたことが明らかになったときは、助成金の決定を取り消すことがあること
- ・助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったときは、助成金の決定を取り消すことがあること
- ・助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、助成対象者に対し岡山市創業促進助成金交付取消・返還通知書(様式第4号)により期限を定めてその返還を命ずるものとし、同命令書の期限内に助成金を返還すること

岡山市創業促進助成金交付決定及び確定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

岡山市長 印

年 月 日 付けで申請のありました岡山市創業促進助成金の交付については、次のとおり決定し、助成金の額を確定したので岡山市創業促進助成金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

助成対象者	法人名	
	法人代表者住所	
	法人代表者氏名	
助成金の交付決定 及び確定額	円	

様式第3号(第7条関係)

年　月　日

岡山市長　　様

法人名  
法人代表者住所  
法人代表者氏名

岡山市創業促進助金交付請求書

年　月　日付け、岡山市指令　第　　号により交付決定を受けました

岡山市創業促進助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、  
助成金の交付を請求します。

記

助成金交付請求額

金\_\_\_\_\_円

岡山市創業促進助成金交付取消・返還通知書

第 号  
年 月 日

様

岡山市長 印

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付を決定しました岡山市創業促進助成金については、岡山市創業促進助成金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 創業促進助成金の交付決定を取り消します。 <input type="checkbox"/> 創業促進助成金の返還を請求します。		
対象者	法人名	
	法人代表者住所	
	法人代表者氏名	
返還額	円	
返還期日	年 月 日	
取消・返還の理由		